

パブリックコメント結果

犬山市産業振興基本条例（案）に関するご意見の概要及び市の考え方について

(1)

○いただいた意見の概要				
第3条（基本方針）に、「産業の振興は、小規模・小企業者の持続的発展が図られるものとします」と追加して欲しい。				
◆市の考え方について				
この条例では、事業者をその規模ごとに「小規模企業者」、「中小企業者」、「大企業者」に分類しており、この中で、「小規模企業者」は「中小企業者」に含まれ、ご意見いただいた「小企業者」は「小規模企業者」に含まれます。詳しくは下記の表のとおりです。				
業種	中小企業者 (会社・個人)		うち小規模企業者	小企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	おおむね 5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下	
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下	
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下	
中小企業基本法及び小規模企業振興基本法より				
第3条第2項において、「産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進するものとします。」と記載しています。基本方針は全体の方向性を示すものであり、「中小企業者の発展を図ること」には、「小規模企業者、小企業者の発展」も含まれています。ご意見いただいた内容については、第3条第2項に記載の内容に含まれていますので、現状の表記とさせていただきます。				

(2)

○いただいた意見の概要
循環型経済による「地域再生」、「生活環境の維持」を可能とするために、第4条（事業者の役割）に「事業者は、資材及び物品の調達、下請負及び必要な工事等の発注にあたっては、市内事業者が発注するよう努めるものとする。」と、第16条（市の責務）に「資材及び物品の調達、必要な工事等の市内事業者への発注の促進のための施策」を追加し

て欲しい。

◆市の考え方について

産業振興における基本方針として、第3条第3項第4号において、「地域における循環型経済の形成を図ること。」と記載しています。

事業者における「市内事業者への発注」については、第4条（事業者の役割）の第1項第2号において、「地域における自らの役割を認識し、事業活動を通じて地域経済の活性化に努めること。」と記載しており、その自主的な取組みの一環として実施されることが期待されるものと考えています。

また、市の責務においては、産業の振興のための個別具体の手法を記載するという内容にはしておらず、取組む施策の方向性を示しています。「市内事業者への発注」については、産業振興のための施策を推進していく中での手法の一つと考えます。現在でも、市内事業者への市からの発注については一定の基準のもと行っていますが、今後もこの制度をよりよいものにしていきたいと考えています。また、民間事業者からの発注についても、経済活動は自由であることが大原則ではあると考えますが、上記のとおり、自主的な取組みを期待します。

(3)

○いただいた意見の概要

第16条（市の責務）に、「事業者の税・社会保障負担の軽減に関する施策」を追加して欲しい。

◆市の考え方について

税や社会保障に関する施策については、大原則である負担の公平性等の課題も有り、産業振興という視点のみで取組める問題ではありません。

今後、国全体の施策、取組みの中で検討されるべき内容であると考えています。

(4)

○いただいた意見の概要

第16条（市の責務）第3項 「市は、中小企業者が経済の活性化にとって重要であるという認識を持って基本施策を実施することとし、とりわけ、小規模企業者は経営資源の確保が困難であることに配慮するものとします。」のうち、「中小企業者」を「中小企業者、なかでも小規模・小企業者」に、「小規模企業者」を「小企業者」に変更して欲しい。

◆市の考え方について

(1) で記載しましたとおり、「中小企業者」には、「小規模・小企業者」が含まれます。ご意見いただいた「中小企業者」の「中小企業者、なかでも小規模・小企業者」への変更

については、経済の活性化にとって、「小規模・小企業者」も「小規模・小企業者」に該当しない「中小企業者」も平等に重要である、と考えますので、現状の表記とさせていただきます。

また、「小規模企業者」の「小企業者」への変更についても、「小規模企業者」、「小企業者」ともに経営資源の確保が困難であることに配慮する必要があると考えますので、現状の表記とさせていただきます。